

改正案	現行
<p>（登録申請書に記載する連絡先等）</p> <p>第三条の二 法第四条第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電話番号（場所を特定するもの並びに当該場所を特定するものに係る着信課金サービス及び統一番号サービスに係るものに限る。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（紛争解決委員の利害関係等）</p> <p>第三十条の二十六 （略）</p> <p>2 法第四十一条の五十第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格</p>	<p>（登録申請書に記載する連絡先等）</p> <p>第三条の二 法第四条第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電話番号（場所を特定するもの及び当該場所を特定するものに係る着信課金サービスに係るものに限る。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（紛争解決委員の利害関係等）</p> <p>第三十条の二十六 （略）</p> <p>2 法第四十一条の五十第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する</p>

3

(略)

3

(略) 消費生活コンサルタントの資格